

やむを得ない理由で交付決定前に事業に着手する必要がある場合に事業着手前に提出してください。

第4号様式（第10条関係）

記載例

令和8年〇月〇〇日

尾張旭市長 殿

申請者 事業所所在地 尾張旭市〇〇町〇〇番地
法人名・屋号 社会福祉法人〇〇〇〇〇〇〇
代表者名 理事長 旭 太郎
担当者名 旭 花子
連絡先 090-〇〇〇〇-〇〇〇〇

省エネ設備投資促進補助事業交付決定前着手届

尾張旭市省エネ設備投資促進補助金（児童福祉施設）の申請書に添付の上、交付決定前に着手したいため提出します。

この欄に記入した日付以降に取り組んだ事業の経費を補助対象経費として計上することが可能です。

交付決定前着手が必要な理由	更新予定設備が壊れてしまい、至急対応する必要が生じたため。
着手予定日	令和8年〇月〇〇日
条件	1 本件について交付決定がなされなかった場合又は交付決定を受けた補助金額が交付申請額に達しない場合においても、異議がないこと。 2 当該事業について着手から交付決定を受けるまでの期間においては、計画変更を行わないこと。

上記の条件を確認のうえ、提出してください。